

令和3年度島根県一般会計補正予算（第11号）の知事専決 処分について

令和4年1月20日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

県内飲食事業者、中小企業者等の事業継続を支援する事業継続特別給付金について、申請状況を踏まえ早急に対応する必要があることから、地方自治法第179条第1項に基づき、知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和4年1月20日（木）

3 補正予算の内容

(1) 補正予算額 1,200,000 千円
(補正後の一般会計予算額 545,850,300 千円)

(2) 内訳

[歳出予算]

・ 事業継続特別給付金の増額 1,200,000 千円

[歳入予算]

・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1,200,000 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説 明	所 管 課
1	事業継続特別給付金	1,200,000	第3波で飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援する「飲食店等事業継続特別給付金」及び感染の長期化の影響により売上が減少した県内中小企業者等の事業継続を支援する「中小企業等事業継続特別給付金」について、事業者からの申請状況を踏まえて増額	商工労働部 [中小企業課]

[予算額の推移] (単位:千円)

区分	予算額
6月補正	3,333,000
9月補正	667,000
1月専決	1,200,000
合計	5,200,000

[制度概要]

	給付対象	給付要件	給付額	受付期間
飲食店等事業継続特別給付金	「飲食店営業」及び「喫茶店営業」の許可を受けている店舗(ただしスーパーマーケット、コンビニエンスストア、調理等を行う自動販売機は除く)	直近期の総売上高(飲食店等営業以外も含めた総売上高)が、その前期または前々期と比較して減少、かつ次の①または②のいずれかを満たすこと ①飲食店等営業に係る売上高が、直近期とその前期または前々期を比較して30%以上減少 ②飲食店等営業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年3月までの売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して50%以上減少	1店舗あたりの売上規模に応じて、50万円から120万円の定額を支給(1事業者あたり上限200万円)	令和3年7月30日 ～ 令和3年10月31日
飲食店等事業継続特別給付金【要件緩和】		直近期の総売上高(飲食店等営業以外も含めた総売上高)が、その前期または前々期と比較して減少、かつ次の①または②のいずれかを満たすこと ①飲食店等営業に係る売上高が、直近期とその前期または前々期を比較して20%以上減少 ②飲食店等営業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年3月までの間の任意の連続する2か月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少	1店舗あたりの売上規模に応じて、40万円から96万円の定額を支給(1事業者あたり上限160万円)	令和3年11月15日 ～ 令和4年1月31日
中小企業等事業継続特別給付金	中小企業者等	事業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年10月までの間の任意の連続する2か月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少	1事業者あたり、定額40万円を支給(創業者等の一部事業者については定額10万円)	

※飲食店等事業継続特別給付金、飲食店等事業継続特別給付金(要件緩和)、中小企業等事業継続特別給付金及び島根県公共交通特別支援事業交付金は、いずれも重複受給は不可